

令和7年12月25日

令和7年度第9回定例松本市教育委員会

会議議案

松本市教育委員会

令和7年度第9回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第2号 教育文化センター再整備事業について【非公開】
- 第3号 市立特別支援学校の設置に係る取組状況について【非公開】
- 第4号 松本市学校給食費の改定について
- 第5号 令和7年度松本市公民館活動推進功労者について【非公開】

[報告]

- 第1号 令和7年松本市議会12月定例会の結果について
- 第2号 令和7年度上半期におけるいじめ・体罰等の実態調査について
- 第3号 令和7年度上半期における不登校児童生徒の状況について
- 第4号 地区公民館フリースペース開放事業の実施状況等について【非公開】
- 第5号 本郷公民館における事故について【非公開】
- 追加 第6号 松本市立丸ノ内中学校改築事業の基本設計策定に向けた取組状況について【非公開】
- 追加 第7号 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について

[周知]

- 1 みんミラフォーラムの開催について

[その他]

| |
|-----------|
| 教育委員会資料 |
| 7. 12. 25 |
| 教育政策課 |

議案第 1 号

松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

1 趣旨

松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、教育長の職務に専念する義務の免除について協議するものです。

2 規則第2条関係

(1) 第4号に該当するもの

松本大学教員養成連携協議会 委員

3 根拠法令

別紙のとおり

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980



○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

令和4年4月28日

教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年条例第7号）第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 教育長が国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (3) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 教育長が国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (6) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行する。

| |
|-----------|
| 教育委員会資料 |
| 7. 12. 25 |
| 学校給食課 |

議案第 4 号

松本市学校給食費の改定について

1 趣旨

令和7年11月21日付け松本市教育委員会諮詢第1号で松本市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という）に諮詢し、12月15日に答申のあった学校給食費の改定について協議するものです。

2 経過

7. 11. 21 教育委員会から運営委員会へ諮詢
12. 15 運営委員会で答申について協議、決定

3 答申書

別紙のとおり

4 答申内容

(1) 令和7年度2月からの松本市学校給食費について

ア 令和7年度2月からの学校給食費の1食あたりの金額を以下のとおりとされたい。

| 区分 | 現行 | 改定額 | 値上額 |
|-----|------|------|-----|
| 小学生 | 324円 | 346円 | 22円 |
| 中学生 | 387円 | 417円 | 30円 |

イ 今年の米価の異常高騰、続く物価の上昇により主食(精米、小麦)、牛乳、油類以外にも広範囲にわたり給食食材が高騰している。

また、献立の工夫や食材の仕入れに伴うコストダウン等の努力をしてきているが、現状の献立の維持が限界となっていることから、給食費の値上げはやむを得ないものと考える。

5 改定案

令和7年度2月から、学校給食費1食あたりの金額を、上記4の(1)アの表中、改定額のとおりとする。

6 今後の対応

- (1) 保護者負担額については市長部局と協議します。
- (2) 適切な時期に保護者へ周知します。
- (3) 次期開催の庁議及び市議会経済文教委員協議会に報告します。

| |
|-----------------------------------|
| 担当 学校給食課 課長 布山 明彦 (内線 2479) |
|-----------------------------------|

答申第1号

令和7年12月15日

松本市教育委員会様

松本市学校給食センター運営委員会

委員長 濱中 浩

松本市学校給食センター条例第5条第2項に基づく諮問について（答申）

令和7年11月21日付教育委員会諮問第1号により諮問がありました、令和7年度2月からの松本市学校給食費について、下記のとおり答申します。

記

1 令和7年度2月からの松本市学校給食費について

(1) 令和7年度2月からの学校給食費の1食あたりの金額を以下のとおりとされたい。

| 区分 | 現行 | 改定額 | 値上額 |
|-----|------|------|-----|
| 小学生 | 324円 | 346円 | 22円 |
| 中学生 | 387円 | 417円 | 30円 |

(2) 今年の米価の異常高騰、続く物価の上昇により主食（精米、小麦）、牛乳、油類以外にも広範囲にわたり給食食材が高騰している。また、献立の工夫や食材の仕入れに伴うコストダウン等の努力をしてきているが、現状の献立の維持が限界となっていることから、給食費の値上げはやむを得ないものと考える。

2 松本市学校給食センター運営委員会名簿

| 区分 | 氏名 | 役職名 |
|--------|--------|-----------------|
| 学校長 | 濱中 浩 | 高綱中学校長 |
| 学校長 | 安藤 隆子 | 今井小学校長 |
| 学校長 | 染川 あゆみ | 岡田小学校長 |
| PTA関係 | 市川 一彦 | 松本市PTA連合会会长 |
| PTA関係 | 尾崎 里子 | 本郷小学校PTA会長 |
| PTA関係 | 鬼頭 奈菜子 | 梓川小学校つながり委員会委員長 |
| PTA関係 | 瀧澤 輝佳 | 会田中学校PTA会長 |
| PTA関係 | 山口 みずほ | 信明中学校PTA会長 |
| PTA関係 | 藤村 哲 | 波田中学校PTA会長 |
| 松本市保健所 | 小松 仁 | 松本市保健所長 |
| 学校医 | 小林 克彦 | 松本市医師会理事 |
| 学校医 | 百瀬 誠多 | 松本市歯科医師会理事 |
| 学校薬剤師 | 高田 弘子 | 松本薬剤師会理事 |
| 学識経験者 | 中嶋 恒子 | 前県学校栄養教諭 |

報告第 1 号

令和 7 年松本市議会 12 月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会 12 月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

12 月 1 日（月）から 12 月 18 日（木）まで 18 日間

一般質問 12 月 8 日（月）から 10 日（水）まで 3 日間

経済文教委員会 12 月 1 日（月）及び 12 月 11 日（木）

3 審査内容及び結果

(1) 本会議

ア 案件

議案第 49 号 教育委員会委員の任命について

新井喜代加氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの

イ 審査結果

全会一致で同意されました。

(2) 経済文教委員会審査

ア 請願

(ア) 案件

a 請願第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」

採択を求める請願書

b 請願第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

(イ) 集約結果

全会一致で採択されました。

イ 議案

(ア) 案件

議案第 15 号 令和 7 年度松本市一般会計補正予算（第 5 号）中教育委員会関係予算

令和 7 年人事院による給与改定の勧告に準じて松本市職員の給与に関する条例等の関係条例を改正することに合わせて、各担当課で所管している会計年度任用職員に係る人件費関係の予算措置を行うもの

(イ) 集約結果

異議なく原案どおり可決されました。



学びに、遊びや体験を。

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

| |
|------------|
| 教育委員会資料 |
| 7. 12. 25 |
| 学校教育課学校支援室 |

報告第 2 号

令和7年度上半期におけるいじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和7年度上半期（4月～9月）の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

- (1) 各学校において、約2か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
- (2) 教職員による生徒指導事案の発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによるもの

3 調査結果の概要（別紙参照）

(1) いじめについて

- ア 9月末現在、令和6年度からの継続事案を含め重大事態を3件公表し、重大事態と疑われる事案1件が現在も調査中です。
- イ 小中学校におけるいじめの認知件数は399件であり、このうち94件が解消され、解消率は23.6%でした。
- ウ 学年別のいじめの認知件数において、本年度の9月末現在、小学校では、1年生と3年生がやや多く、それぞれ56件、57件でした。中学校では、学年が上がるにつれて少なくなる傾向があります。
- エ いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では51.0%、中学校では37.4%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。
- オ いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では59.6%、中学校では48.7%でした。
- カ いじめの様態では、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では45.9%、中学校では56.8%でした。

(2) 体罰について

9月末現在、体罰と疑われる事案が1件ありました。

4 いじめの傾向

- (1) 「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」としたいじめは、小学校で1件、中学校で6件の認知がありましたが、その他の態様においても、SNS上でのトラブルや悪口の書き込みなど、スマートフォンやタブレットの使用が関与している事案が見られます。
- (2) アンケート調査や本人及び保護者からの訴えによりいじめ行為を把握しつつも、初

期対応の遅れによりいじめが重大化していると思われる事案が認められます。各校で定めている「いじめ対策基本方針」に沿った対応がとられていない、または基本方針が実効性のあるものになっていないなどの原因が考えられます。基本方針を適切に見直し、教職員のみならず、児童生徒及び保護者と共有を図っていく必要があります。

5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校において、いじめを積極的に認知するよう求めています。
- (2) 認知したいじめを校内で情報共有し、謝罪が解決を急ぐ形式的なものとならないよう、丁寧な初期対応をすることを求めています。また、組織的対応が可能となるよう、対応手順について年度当初のみならず適時、職員間で確認するよう指導しています。
- (3) 「いじめ対策基本方針」を、文部科学省や長野県教育委員会より示されたチェックリストに照らし合わせ、各校の実態に合ったものになるよう見直し・修正を行うよう指導しています。また、学校だより等を通じて、いじめの状況や防止のための取組み等を保護者や地域の方々に継続的に周知するよう努めています。
- (4) アンケートの実施に当たっては、いじめの被害を受けている児童生徒が安心して記入や提出ができるような環境や方法について工夫するよう指導しています。
- (5) 「誰にも相談していない児童生徒」が一定数いることから、松本市及び松本市教育委員会では、関連各部が行っている児童生徒及び保護者が活用できる相談機関についてのチラシ「子どもなんでも相談」を作成し、各校に送付しています。
- (6) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、松本市教育委員会は、教育研修センターの研修講座として、「デジタル・シティズンシップ研修（参加者56名）」「ICT活用1人1台端末操作研修基礎編（参加者19名）」「ICT活用1人1台端末を活用した授業づくり（参加者18名）」などの講座を設け、教職員の指導力向上に努めています。
- (7) こども育成課と連携し、「子どもとメディア信州」のメディアインストラクターを講師に招き、教職員、児童生徒、保護者を対象としたメディアリテラシーやネットいじめに関する研修を行っています（9月末時点で小学校17校、中学校14校、小中併設校2校が実施）。
- (8) インターネットの利用時間が長くなる長期休業前には、インターネットに起因するトラブルを回避するための指導を引き続き各校に依頼しています。
- (9) 「いじめ重大事態の調査報告書」において第三者委員会より示された学校及び市教育委員会への提言を重く受け止め、いじめの未然防止、いじめ認知後の組織的な早期対応、及び重大事態が発生した場合の速やかな報告について、校長会・教頭会を通じて確認しています。

【担当】

学校支援室 室長 山名 博夫
学校教育課 課長 内山 真由美
電話 33-4397

1 調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数注^{1・2)} 及び体罰の認知件数

| 区分 | 学校総数 (A) | いじめを認知した学校数 | いじめを認知していない学校数 | いじめの認知件数 (C) | 1校あたりの認知件数 (C/A) | 体罰の認知件数 |
|-----|----------|-------------|----------------|--------------|------------------|---------|
| 小学校 | 29 | 26 | 3 | 292 | 10.1 | 1 |
| 中学校 | 21 | 17 | 4 | 107 | 5.1 | 0 |
| 合計 | 50 | 43 | 7 | 399 | 8.0 | 1 |

- 注1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされています。そのため、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。
- 注2) 松本市における「認知件数」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数となります。
- 注3) 学校総数(A)は、岡田小学校あさひ分校、女鳥羽中学校あさひ分校、波田中学校松原分校を含みます。

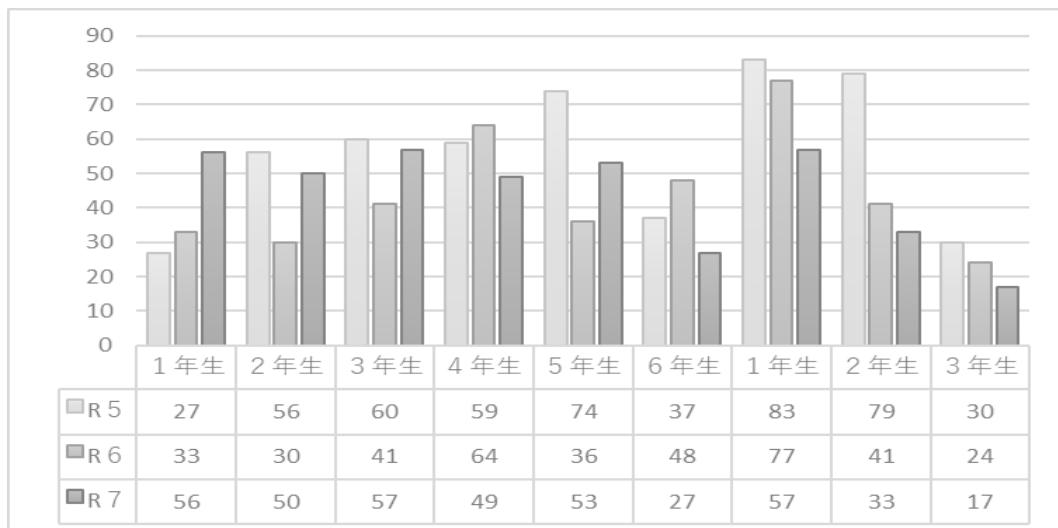
(2) いじめの現在の状況

| 区分 | 解消しているもの (日常的に観察継続中) | | 解消に向けて取組中 | | その他 (転居等) | | 合計 |
|-----|-------------------------|--------|-----------|--------|--------------|--------|-----|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | |
| 小学校 | 69 | 23.6 | 223 | 76.4 | 0 | 0.0 | 292 |
| 中学校 | 25 | 23.4 | 82 | 76.6 | 0 | 0.0 | 107 |
| 合計 | 94 | 23.6 | 305 | 76.4 | 0 | 0.0 | 399 |

(3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

| 区分 | 小学校 | | | | | | 中学校 | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
| 男子 | 31 | 36 | 26 | 25 | 35 | 15 | 33 | 16 | 10 |
| 女子 | 25 | 14 | 31 | 24 | 18 | 12 | 24 | 17 | 7 |
| 合計 | 56 | 50 | 57 | 49 | 53 | 27 | 57 | 33 | 17 |

(4) 上半期（4-9月）のいじめ認知件数の経年変化



(5) いじめの発見のきっかけ

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 小中学校の合計 | |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) |
| 学校の教職員等が発見した | 182 | 62.3 | 55 | 51.4 | 237 | 59.4 |
| ① 学級担任が発見した。 | 29 | 9.9 | 8 | 7.5 | 37 | 9.3 |
| ② 学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、SC等の相談員を除く） | 4 | 1.4 | 6 | 5.6 | 10 | 2.5 |
| ③ 養護教諭が発見した。 | 0 | 0.0 | 1 | 0.9 | 1 | 0.3 |
| ④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| ⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。 | 149 | 51.0 | 40 | 37.4 | 189 | 47.4 |
| 学校の教職員以外からの情報により発見した。 | 110 | 37.7 | 52 | 48.6 | 162 | 40.6 |
| ⑥ 本人からの訴え | 59 | 20.2 | 24 | 22.4 | 83 | 20.8 |
| ⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え | 30 | 10.3 | 10 | 9.3 | 40 | 10.0 |
| ⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報 | 9 | 3.1 | 8 | 7.5 | 17 | 4.3 |
| ⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報 | 10 | 3.4 | 10 | 9.3 | 20 | 5.0 |
| ⑩ 地域の住民からの情報 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| ⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報 | 2 | 0.7 | 0 | 0.0 | 2 | 0.5 |
| ⑫ その他（匿名による投書など） | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 292 | 100.0 | 107 | 100.0 | 399 | 100.0 |

(6) いじめられた児童生徒の相談状況

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 小中学校の合計 | |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) |
| ① 学級担任に相談した。 | 242 | 59.6 | 76 | 48.7 | 318 | 56.6 |
| ② 学級担任以外の教職員に相談した。（養護教諭、SC等の相談員を除く） | 23 | 5.7 | 21 | 13.5 | 44 | 7.8 |
| ③ 養護教諭に相談した。 | 9 | 2.2 | 7 | 4.5 | 16 | 2.8 |
| ④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。 | 8 | 2.0 | 1 | 0.6 | 9 | 1.6 |
| ⑤ 学校以外の相談機関に相談した。（電話相談やメール等を含む） | 8 | 2.0 | 2 | 1.3 | 10 | 1.8 |
| ⑥ 保護者や家族等に相談した。 | 80 | 19.7 | 27 | 17.3 | 107 | 19.0 |
| ⑦ 友人に相談した。 | 15 | 3.7 | 10 | 6.4 | 25 | 4.4 |
| ⑧ その他の人（地域の人など）に相談した。 | 5 | 1.2 | 0 | 0.0 | 5 | 0.9 |
| ⑨ 誰にも相談していない。 | 16 | 3.9 | 12 | 7.7 | 28 | 5.0 |
| 合計 | 406 | 100.0 | 156 | 100.0 | 562 | 100.0 |

※複数選択可能な質問項目です。

(7) いじめの態様

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 小中学校の合計 | |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
| | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) | 件数 | 割合 (%) |
| ① 冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。 | 181 | 45.9 | 83 | 56.8 | 264 | 48.9 |
| ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 34 | 8.6 | 4 | 2.7 | 38 | 7.0 |
| ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 97 | 24.6 | 19 | 13.0 | 116 | 21.5 |
| ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 22 | 5.6 | 7 | 4.8 | 29 | 5.4 |
| ⑤ 金品をたかられる。 | 1 | 0.3 | 2 | 1.4 | 3 | 0.6 |
| ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 20 | 5.1 | 5 | 3.4 | 25 | 4.6 |
| ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 18 | 4.6 | 15 | 10.3 | 33 | 6.1 |
| ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 | 1 | 0.3 | 5 | 3.4 | 6 | 1.1 |
| ⑨ その他 | 20 | 5.1 | 6 | 4.1 | 26 | 4.8 |
| 合計 | 394 | 100.0 | 146 | 100.0 | 540 | 100.0 |

※複数選択可能な質問項目です。

| |
|------------|
| 教育委員会資料 |
| 7. 12. 25 |
| 学校教育課学校支援室 |

報告第 3 号

令和7年度上半期における不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で毎月実施している不登校等長期欠席児童生徒に関する実態調査について、令和7年度上半期（4月～9月）の不登校児童生徒の状況及び不登校支援アドバイザーの活動や教育支援センターの状況を報告するものです。

2 児童生徒の状況（別紙1参照）

- (1) 上半期、累計30日以上欠席している不登校児童生徒数は、前年度と比較して、小学校では14名、中学校では23名増加しています。
- (2) 教育支援センターの在籍者数は、令和7年度上半期時点で小学生84名、中学生69名となっています。オンライン教育支援センターには小学生23名、中学生31名が登録しています。

3 不登校児童生徒への支援

別紙2のとおり

4 不登校児童生徒を支える教職員への支援

(1) 研修会の開催

教職員研修では、4月から翌年1月までに、不登校に関する研修会、発達障がいに詳しい専門家を講師とする研修会を計画し実施しています。このなかで、自立支援教員を対象とした研修会では、不登校支援アドバイザーによる不登校児童生徒への個別対応の実際や指導主事による講話（文部科学省通知の周知、本市の不登校児童生徒の実態等）、自立支援教員間の情報交換を行っています。

(2) 不登校支援アドバイザーによる支援

今年度も不登校支援アドバイザーは、定期的に学校を訪問し、校長、教頭、子どもへの支援に携わる教職員との面談を行い、不登校児童生徒の状況について情報を共有し、必要に応じて、教育支援センター・元気UP教育相談等に関する情報を提供するなど、多面的な支援を進めています。また、学校の要請に応じて支援会議に参加し、保護者の焦りや不安な思いに添いながら、支援の方向性を助言しています。

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

令和4年度から市内全小学校を対象に行ってきたSSWと指導主事によるスクリーニング会議は、昨年度から中学校にも拡大し、支援を必要とする児童生徒を早期に発見するとともに、学校と医療福祉との連携を図っています。

5 不登校児童生徒への支援に係わる課題と今後の展望

- (1) 児童生徒の支援ニーズを早期に把握するため、「心の健康観察」の試用を令和8年1月から開始します（3校程度）。これは、一人一台端末を活用し、児童生徒がその日の気持ちの様子をアイコンで入力できるアプリです。不調が3日連続で入力された場合は、管理画面に警報アラートが届き、迅速な対応につなぎます。また、担任以外の指定教員へのメッセージ送信機能や、市教委のモニタリング機能も備えています。令和8年8月頃までを試用期間とし、その有用性と学校現場への効果を検証していきます。
- (2) 不登校児童生徒が所属学級以外の教室や自宅でも学習を続けられるよう、オンラインでの学習支援を今後も継続していきます。また、家庭から出られない子どもが他者と交流するきっかけ作りとして、オンライン教育支援センターの取組みを周知していきます。
- (3) 教職員が、不登校児童生徒や発達障がいのある児童生徒への理解を一層深め、きめ細やかな支援を行うことができるよう教職員研修を行っています。令和7年度の研修講座と参加者は、以下のとおりです。

| 日程 | 講座名 | 参加人数 |
|--------|------------------------|------|
| 4月21日 | 自立支援教員研修会Ⅰ | 43 |
| 5月9日 | 不登校児童生徒の理解と支援 | 53 |
| 6月6日 | インクルーシブ研修Ⅰ 「合理的配慮の実際1」 | 31 |
| 6月24日 | 特別支援教育支援員研修 | 64 |
| 6月30日 | 校長・特別支援教育コーディネーター合同研修 | 92 |
| 7月3日 | 特別支援教育コーディネーター研修Ⅰ | 46 |
| 8月1日 | 特別支援教育研修Ⅰ 障がいの理解と合理的配慮 | 44 |
| 8月26日 | インクルーシブ研修Ⅱ 「合理的配慮の実際2」 | 14 |
| 9月4日 | 特別支援教育研修Ⅱ 障害の理解と支援 | 47 |
| 9月8日 | 自立支援教員研修会Ⅱ | 44 |
| 10月20日 | 特別支援教育研修Ⅲ 自立活動研修 | 49 |
| 11月17日 | 特別支援教育コーディネーター研修Ⅱ | 53 |
| 1月29日 | 自立支援教員研修会Ⅲ | 未実施 |

注）参加者は、教育研修センター取りまとめによる

【担当】

学校支援室 室長 山名 博夫
学校教育課 課長 内山 真由美
電話 33-4397

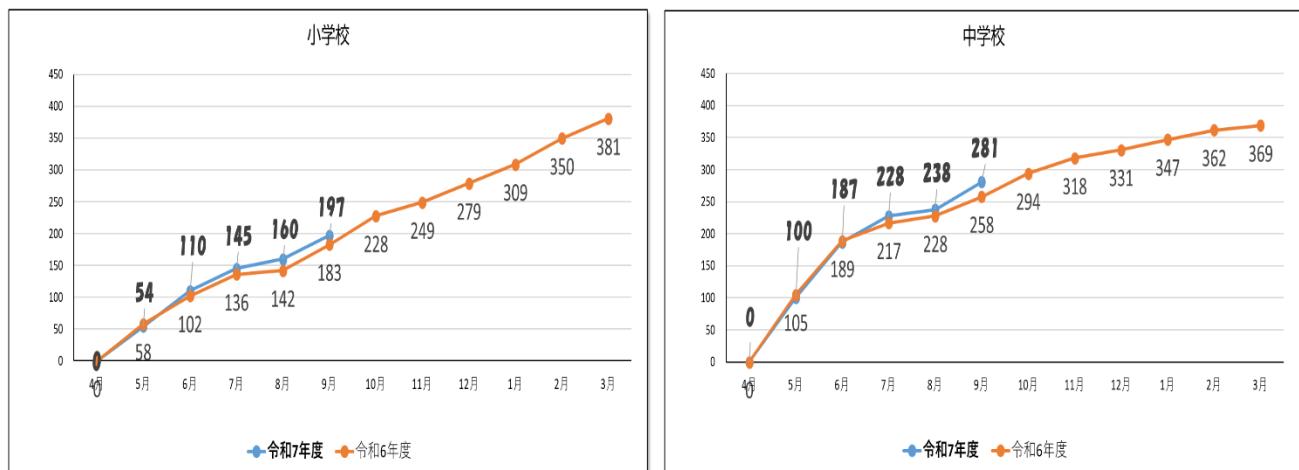
児童生徒の状況

1 児童生徒の欠席状況

- (1) 50日以上、90日以上欠席している児童生徒数及び累計30日以上欠席している児童生徒数

| 校種 | 年度 | 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|-------|-----------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 小学校 | 令和7年度 | 90日以上欠席（不登校） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | | | | | | |
| | | 50日以上欠席（不登校） | 0 | 0 | 43 | 72 | 85 | 125 | | | | | | |
| | 年度 | 累計30日以上欠席数（不登校） | 0 | 54 | 110 | 145 | 160 | 197 | | | | | | |
| 中学校 | 令和7年度 | 90日以上欠席（不登校） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 | | | | | | |
| | | 50日以上欠席（不登校） | 0 | 0 | 81 | 137 | 149 | 193 | | | | | | |
| | 年度 | 累計30日以上欠席数（不登校） | 0 | 100 | 187 | 228 | 159 | 281 | | | | | | |

- (2) 累積30日以上欠席している児童生徒数（不登校数）の推移と前年度比較



2 教育支援センターの状況

- (1) 教育支援センター通所児童生徒数の10年間の推移(人)

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|----|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 児童 | 11 | 6 | 17 | 21 | 33 | 45 | 63 | 123 | 104 | 84 |
| 生徒 | 39 | 47 | 53 | 37 | 29 | 40 | 53 | 88 | 86 | 69 |
| 全体 | 50 | 53 | 70 | 58 | 62 | 85 | 116 | 211 | 190 | 153 |

注1) 令和7年度は上半期（4月～9月）の人数。令和6年度までは通年の人数。

注2) オンライン教育支援センター利用者数は含まない。

- (2) 在籍児童生徒数(人)※入室届の提出なく利用がある場合を含む

| | 山辺 | | 鎌田 | | 波田 | | 寿 | | オンライン | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|
| | R6年度 | R7年度 | R6年度 | R7年度 | R6年度 | R7年度 | R6年度 | R7年度 | R6年度 | R7年度 |
| 児童 | 41 | 31 | 11 | 11 | 32 | 23 | 20 | 19 | — | 23 |
| 生徒 | 20 | 19 | 30 | 20 | 19 | 18 | 17 | 12 | — | 31 |
| 合計 | 61 | 50 | 41 | 31 | 51 | 41 | 37 | 31 | — | 54 |

注) 令和7年度は上半期（4月～9月）の人数。令和6年度は通年の人数。

不登校児童生徒への支援

1 各校の取組み

(1) 校内教育支援センター

自立支援教員を、山間小規模校を除く全小中学校41校に43名配置し、校内教育支援センターが子どもたちにとって安心して過ごせる居場所となるように、学習のみならず他の児童生徒と交流する機会を設けています。

(2) オンライン授業

自宅や校内教育支援センターから在籍する学級の授業をオンラインで学習することができるよう、引き続き一人一台端末の活用を推進していきます。

(3) 出席扱い及び学習状況の評価

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（文部科学省通知：令和6年8月29日）及び本市のガイドラインに基づき、フリースクール等への不登校児童生徒の指導要録上の出席の扱いや学習状況の評価を適切に行うよう指導しています。

2 不登校支援アドバイザーによる支援

(1) 校内・校外教育支援センターをはじめ、こども若者部が連携する「はぐるッポ」、「フリースペース十色」などを訪問し、学校外に居場所を求めている児童生徒に関する情報を共有しています。子どもや保護者が抱えている困難さの理解に努め、支援に生かしています。

(2) 公民館の協力のもと「ほっとスペース笹賀・松原」での活動を行っています。具体的には、体を動かすことを大切にしながら、調理活動やボードゲームを行うなど、心も体も開放できる活動内容を導入し、参加する児童生徒間で交流できる機会を生み出しています。中学生のなかには、テストに向けて各自のスケジュールに応じて自主学習する生徒もいます。これらの居場所で見られる子どもの活動の様子を各校と共有し、学校内外で支援の手が届くよう重層的な関わりを大切にしています。

3 不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況

(1) 学校訪問回数（回）

| 【定期】 | 小 | 中 | 合計 |
|-------|------|------|-------|
| 令和7年度 | 40 | 29 | 69 |
| 令和6年度 | (85) | (75) | (163) |

| 【不定期】 | 小 | 中 | 合計 |
|-------|------|------|-------|
| 令和7年度 | 14 | 14 | 28 |
| 令和6年度 | (85) | (75) | (163) |

注1) 令和7年度は上半期（4月～9月）の数値。令和6年度は通年の数値。

注2) 令和7年度より、定期訪問と不定期訪問を区別して計上しています。

(2) 学校への訪問内容（回）

| | 面談・支援会議 | 授業参観 |
|-------|---------|------|
| 令和7年度 | 97 | 172 |
| 令和6年度 | 199 | 448 |

注) 令和7年度は上半期（4月～9月）の数値。令和6年度は通年の数値。

(3) 学校外の訪問・相談等の活動状況（回）

| | 家庭訪問 | 松本市教育支援センター等 | ほっとスペース松原 | ほっとスペース笹賀 | フリースクール等民間施設 | 電話相談 | 学校へ報告 |
|-------|------|--------------|-----------|-----------|--------------|------|-------|
| 令和7年度 | 17 | 33 | 22 | 20 | 11 | 13 | 56 |
| 令和6年度 | 19 | 65 | 45 | 44 | | | |

注) 令和7年度は上半期（4月～9月）の数値。令和6年度は通年の数値。

(4) 面談の相手（回）

| | 校長 | 教頭 | 不登校担当 | 児童生徒 | 保護者 | 学級担任 養護教諭等 |
|-------|-----|-----|-------|------|-----|---------------|
| 令和7年度 | 76 | 87 | 54 | 174 | 309 | 86 |
| 令和6年度 | 168 | 186 | 125 | 110 | 149 | 148 |

注) 令和7年度は上半期（4月～9月）の数値。令和6年度は通年の数値。

4 教育支援センターの取組み

子どもの思いや願いを聞きながら活動を考え、運動や遊び等の体験的な学習を行っています。

(1) 元気Upサッカー教室

教育支援センターを利用している児童生徒や不登校傾向のある児童生徒を対象として、松本山雅FCの協力のもと開催される「元気Upサッカー教室」を紹介し、参加を促しています。教室では、鬼ごっこ等のゲームを通じてコーチや友だちとコミュニケーションをとり、心身を開放して楽しむ児童生徒の姿が広がっています。令和7年度上半期は、5月9日に1回実施し25名の参加がありました。

(2) オンライン教育支援センターの取組み

ア 「オンライン教育支援センターまつとも」は、一人一台端末等を用いて、児童生徒が匿名でメタバース上のアバターを通じて交流する場所です。令和7年度上半期に小学生23名、中学生31名の利用申し込みがあり、9月は1日平均12.6名の利用がありました。

イ 利用者の願いにより、ボイスチャットができる空間や、おにごっこができる空間などを増設しました。これらの空間を利用してごっこ遊びやかくれんぼを楽しむなど利用の幅を広げています。

ウ メタバース上のチャットでの交流から発展し、リアルな交流の場として第1回オフ会「プラネタリウムを見る会」を8月13日に実施しました。児童生徒7名、保護者6名の参加がありました。

5 元気Up教育相談

児童生徒、保護者及び教職員を対象として、精神科医師及びスクールソーシャルワーカーによる教育相談を年8回計画し、実施しています。教育と医療及び福祉の連携を図り、子どもの様々な状況に応じた迅速な対応に努めています。第4回の教育相談終了時点で、計8件の相談が寄せられています。

| |
|-----------|
| 教育委員会資料 |
| 7. 12. 25 |
| 教育政策課 |

報告第 7 号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員のうち、有識者として大学教授等に委嘱をしていた委員の辞職に伴い、後任委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 辞職した委員

- (1) 辞職日 令和6年 3月31日 長沼 豊（元日本部活動学会副会長、元大日向中学校長）
- (2) 辞職日 令和7年12月25日 新井 喜代加（松本大学大学院健康科学研究科 准教授）

3 委嘱者

委員名簿のとおり

4 任期

委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

5 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱（抜粋） (組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 今後の予定

令和8年1月に、令和7年度第3回協議会を開催します。



学びに、遊びや体験を。

| |
|------------|
| 担当 教育政策課 |
| 課長 小西 えみ |
| 電話 33-3980 |

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会 委員名簿

1 委員

(1) 人数 10人以内

(2) 構成

| 大区分 | 小区分 | 氏名 | 所属等 |
|-----------------------|----------------|-----------------|--|
| 有識者 | 大学教授等 (2名) | 本間 崇教 | 松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 専任講師 |
| | | 高山 智史 | 長野大学社会福祉学部 准教授 |
| 学校関係者 | 校長会 (2人) | 中川 満英 | 梓川中学校長 |
| | | 丸山 剛生 | 信明中学校長 |
| | PTA連合会 (2人) | 大久保 秀樹 池田 紫乃 | 会長等役職に関わらず部活動の地域クラブ活動への移行に積極的に参加いただける役員から男女2名を選出 |
| スポーツ・文化関係者 | スポーツ関係 (2人) | 横内 俊哉 | 市スポーツ協会事務局長 |
| | | 柄沢 深 | スポーツクラブ関係者等:NP0 法人松本山雅スポーツクラブ理事長 |
| | 文化関係 (1人) | 青山 織人 | 芸術文化関係団体の長:芸術文化振興財団理事長 |
| 教育委員会 が必要と認 める者 | 地域団体等 (1人) | 小嶋 和好 | 松本市公民館長会:鎌田地区公民館長 |

2 事務局

| 部局名 | 課名または役職名 |
|-------|--------------------------------|
| 教育委員会 | 教育長、教育次長、教育監、教育政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 文化観光部 | 文化観光部長、文化振興課 |
| スポーツ部 | スポーツ部長、スポーツ事業推進課、スポーツ施設整備課 |
| 住民自治局 | 住民自治局長、地域づくりセンター長 |

| |
|-----------|
| 教育委員会資料 |
| 7. 12. 25 |
| 教育政策課 |

周知事項 1

みんミラフォーラムの開催について

1 趣旨

「みんミラ（みんなの未来の学校）」の実現に向けて、広く市民の皆さんとこれからの松本市の教育について考えるため、「みんミラ フォーラム」を開催します。

2 開催概要

(1) 行事名

みんミラ フォーラム ~「みんミラ」ってなに?~

(2) 対象者

これからの松本市の教育に興味のある方（中学生以上）

※ 教職員、保護者、地域の方々、中学生～大学生等

(3) 日時

令和8年2月1日（日）13時30分から15時30分

(4) 会場

あがたの森文化会館 講堂（松本市県3-1-1）

(5) 内容（予定）

ア 曽根原教育長による「みんなの未来の学校（みんミラ）」基調提案

イ グループワーク（あなたの考える「未来の学校」とは？私にできることは？）

(6) 参加料

無料

(7) 申込方法

市ホームページ及びチラシに掲載の電子申請フォームから申込み

(8) 募集期間

令和8年1月20日（火）まで

3 周知方法

(1) 市ホームページ掲載、SNS配信

(2) 市内小中学校経由で教職員へ案内、保護者宛てにHome&Schoolで配信

(3) チラシ設置（市内中学校、公民館等）等



| | |
|----|---------|
| 担当 | 教育政策課 |
| 課長 | 小西 えみ |
| 電話 | 33-3980 |



フォーラム

2026年

2月1日 日 13:30-15:30

みんなのミライの学校
テーマ 「みんなミラ」 ってなに？

みんなの声で
学校が
変わる！

会場 あがたの森文化会館 講堂

対象 これからの松本市の教育に興味のある方（中学生以上）

内容 オープニングセッション

曾根原教育長による「みんなミラ」基調提案

グループワーク

あなたの考える「未来の学校」とは？ 私にできることは？
先生、地域、保護者、子どもたち… みんなで楽しく話し合いましょう！

お申し込み QRコードからお申し込みください

問い合わせ 松本市教育委員会 教育政策課

0263-33-3980

somu@city.matsumoto.lg.jp

